

## 議案第 73 号

甲府市学校職員給与条例等の一部を改正する条例制定について  
甲府市学校職員給与条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市学校職員給与条例等の一部を改正する条例  
(甲府市学校職員給与条例の一部改正)

第 1 条 甲府市学校職員給与条例(昭和 28 年 1 月条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項及び第 3 項中「その者」を「当該職員」に改める。

第 12 条の 2 を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第 12 条の 2 地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第 9 条第 3 項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和 45 年 12 月条例第 41 号。以下「勤務時間条例」という。)第 3 条第 2 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 12 条の 3 を削る。

第 15 条第 1 項及び第 18 条第 2 項中「その者」を「当該職員」に改める。

第 19 条第 1 項第 1 号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第 2 号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第 2 項第 1 号中

「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条の2第1項中「その者」を「当該職員」に改める。

第26条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第26条の2第3号及び第4号並びに第26条の3第1項第1号及び同条第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第27条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第27条の3第2項中「第17条」を「第12条、第17条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

8 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年9月条例第 号）第1条の規定による改正前の甲府市職員の定年等に関する条例（昭和59年7月条例第31号。次項第2号において「令和4年旧職員定年条例」という。）第3条第4号に掲げる職員に相当する職員については、63歳）に達した日後における最初の4月1日（附則第10項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第9条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第10条並びに第12条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員

## 及び非常勤職員

- (2) 令和4年旧職員定年条例第3条第3号に掲げる職員に相当する職員
  - (3) 甲府市職員の定年等に関する条例（以下この号及び次号において「定年条例」という。）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条第1項各号に規定する職を占める職員
  - (4) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 10 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第12項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（教育委員会が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 11 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第9条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第9条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 12 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第8項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第10項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められ

る職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、教育委員会が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

13 附則第10項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、教育委員会が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

14 附則第10項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第26条第5項（第27条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第26条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第10項、第12項又は第13項の規定による給料の額との合計額」とする。

15 附則第8項から前項までに定めるもののほか、附則第8項の規定による給料月額、附則第10項の規定による給料その他附則第8項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

別表第1 高等学校教育職給料表の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

別表第3 商科専門学校教育職給料表の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	247,700	293,300	310,700	375,600	469,000

員						
---	--	--	--	--	--	--

(甲府市学校職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第2条 甲府市学校職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年12月条例第54号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第3条第1項中「教職調整額」を「調整額(以下「教職調整額」という。)」に改め、同条第2項中「前項の」を削る。

第4条中「前条第1項の」及び「同項の」を削り、同条第1号中「昭和28年1月条例第5号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加える。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

- 2 給与条例附則第8項の規定の適用を受ける職員の教職調整額の計算の基礎となる給料月額は、同項の規定により算出された額とする。
- 3 給与条例附則第10項、第12項又は第13項の規定による給料を支給される職員の教職調整額の計算の基礎となる給料月額は、前項の規定による給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。

(甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正)

第3条 甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和45年12月条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第2項、第4条、第5条第2項及び第13条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(甲府市学校職員給与条例の一部改正に伴う職員の勤務延長に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の甲府市学校職員給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)附則第8項から第15項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(甲府市学校職員給与条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 3 暫定再任用職員（改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の給与条例第12条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この項から第6項までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の給与条例第9条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員（改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の給与条例第9条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第26条第3項、第27条第2項第2号及び第27条の3第2項の規定を適用する。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第19条第2項第2号及び第3号並びに第23条の規定を適用する。
- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(甲府市学校職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 暫定再任用短時間勤務職員（改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）は、第2条の規定による改正後の甲府市学校職員の給与等に関する特別措置に関する条例第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占め

る者とみなす。

（甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 9 暫定再任用短時間勤務職員（改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）は、第3条の規定による改正後の甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例（以下この項において「改正後の勤務時間条例」という。）第2条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の勤務時間条例の規定を適用する。

#### 提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、学校職員の定年の引上げ等に関し、関係条例の整備を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。